

令和2年3月13日

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

特定既存住宅情報提供事業者に関する
苦情に応ずるための体制及び公表の方法

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規定第四条第三項第十一号の規定による、相談又は苦情（以下相談等という）に応じるための体制及び第十二条に規定する公表の方法は下記の通りです。

記

<相談体制> 受付窓口：一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
受付電話番号 : Tel : 03-5747-9820 Fax : 03-5747-9821
問い合わせ : info@jfs-kyokai.jp
<公表の方法> : ホームページ
<https://www.jfs-kyokai.jp/bios.html>

下記受付時間内においては電話による相談に応じます。
当協会のホームページ内にある問い合わせフォームからの相談等にも応じます。
当協会ホームページに公表します。

*受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時（祝日年末年始を除く）

*事務局職員3名（内宅地建物取引士2名）が相談等に応じます。

【相談等に応じる事務局員】

中林昌人、鵜飼達郎、庄島武、
（令和2年3月末現在）

以上